

堺市自動交付機の設置等に関する規則等の一部を改正する規則

(堺市自動交付機の設置等に関する規則の一部改正)

第1条 堺市自動交付機の設置等に関する規則（平成19年規則第117号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の個人番号カード又は第2号の」を「に規定する個人番号カード等又は第2号に規定する」に改め、同条第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「個人番号カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）に、「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいい、」に改め、同条第2号中「電気通信事業法」を「移動端末設備（電気通信事業法）に、「移動端末設備（」を「移動端末設備をいい、」に改める。

(堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成20年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第12条の表中「個人番号カードに記録された」を削り、「個人番号カードの」を「個人番号カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）の」に、「行政機関等」を「市長等」に改める。

(堺市民間端末機による証明書等の交付に関する規則の一部改正)

第3条 堺市民間端末機による証明書等の交付に関する規則（平成29年規則第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「個人番号カード（以下単に「個人番号カード」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（以下「個人番号カード等」に改め、同条第2項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第6条第1項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

様式第2号の注書中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住

者証明書」を加える。

附 則

この規則は、令和8年6月14日から施行する。